

Title	英国經濟史研究の諸文獻(中)
Sub Title	
Author	高木, 壽一(Takagi, Juichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.3 (1923. 5) ,p.121(427)- 142(448)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0121">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0121</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 英國經濟史研究の諸文獻 (中)

## 二ギルド

英國都市の初期の歴史に對する最も重要な研究は、Maitland: *Domesday Book and Beyond*. the

Boroughs p172-219 である。

メートランドは謂ふ。村落の歴史も暗黒なれども都市の歴史は更により暗黒であると。

先づ彼が解決せんとする問題は、都市をして都市たらしめたるは何物なるや、を明にすることである。

第十二世紀の中葉に於て Exchequer は或數個の場所を特別に取扱つた。其場所に補助(Auxilium)及贈與(Donum)の形態にて特別の課税をなした。彼は此事實からして彼の研究を出發させる。ヘンリー一世及ヘンリー二世時代の Pipe Roll を見ると "aid" "gift" が屢々都市から徴收されたことを知る。一般的に言へば之を貢納したるもののみが "county town" であつて、英國の大部分に對して之は全く眞實である。従て、之等の記録に示されたる

都市を擧げロンドン、ウインチェスター、以下約三十五を算ふ。しかし、其表中に擧げられたる都市は必ずしも十二世紀中葉に最も繁榮なりしものと限らず、Bristol, Yarmouth, Dover, Hastings 等の繁榮なる海港を示して居ないのであると云ふ。(p172-6) 次いで更に溯つて土地調査(1086)の時代の都市に就いて列擧し、英國大部分を通じて各州に一都市、一般に特別の取扱を要する唯一都市のみ存在せるを明にすと云ひ、先づ暫く之を州都市に専ら注意を集中する。先づ都市住民と領主との關係に就いて彼が明ならしめんとする所は、都市市民は通例直接、同一領主より借地權を有するものにあらず、其組織する團體は一の tenurial group に非ずと云ふことである。(p178) 而して、メートランドは續いてオックスフォード其他の都市に於ける多種多様の所有者を擧げた後、土地調査より二世紀後、今日中世都市に就て吾人の有する最も詳細なる記述たる Hundred Rolls に於りてケンブリッジの詳細を述べて當時の都市所有並に都市内の土地所有を明ならしめんとする。(p181)

都市の最古の時代の Burh 即、後の borough の研究に移り、其 Burh なる名辭が Stronghold を意味せしことよりして此名辭の各方面の意義を示し、國王城昔 King's burh 及其内部に於け

る安寧平和に就いて述べ、*burgh* が其民會 *moot* を有するに到つて村落と分たることゝなりしこと。*burgh* なる語が一の武備を施せる館タテよりして多數家屋の武裝せる一團へ變化せるは軍事の歴史に通曉せる人々によつて説明せらるべしとして此方面より *borough* の建設。州と其城邑。州の軍事的地理分布。州民の城壁橋渠等の作業課役等を述べ。城邑内に於ては騎士 (*knights*) の諸團體あり、之等は後年の *manor*、*guild* の軌範となりしものなるべしとし、又都市へ各地より集り來る住民の異質なることに、極めて嚴なる平和、國王自家の安全の維持せられざるべからざること何故都市が其民會を有せざるべからざるかの一の理由を見る。村落に比すれば、城邑に於ては人爲的のものが存在するのである。(P.191) 茲に到つて一種の新團體、其各員は封建的、財産權的、農業的束縛を受くることなき一の新團體發達の途が開かれた。*Conquest* の時に到り *Castle* が發生し、都市團體と何等の關係なき騎士によつて防禦せらるることゝなつた。しかし、*Conquest* より以前に既に都市に其最も永久的特徴を與ふる一勢力が現はれた、即、都市が取引の中心地となつたことである。或地が既に商業の中心地でありしがために防備を施され城邑と變じたとの假説を除外すべからざるも、過程の一般論理を次の如くさらればならぬ。即國王の城下 (*burgh*) が特に平和を享有すること、其地に來往する者までも國王の保護を受け、從て其城壁内に人々は安全に賣買するために集合し得。盜賊に對する法律も亦、人々が他の地にて賣買すべからざるを命じ、斯くして一の市場は成立し、取引をなすものは市場地の周圍に小舎を建て、都市内に住居するに到

ることゝ過程である。(P.191) 更に都市の歴史の終始を通じて國王が都市から得る *tonnage* 税が重要なものとなる。又各城市に其 *Moneyer* を有して居る。斯くして、*manor* は大體以上の論述の末に、*burgh* を以て、(1) 城砦、避難所、軍事的中心地、(2) 民會 *moot* の一般的國家的體系中の一單位たる民會を有する地、(3) 市場の立てらるる地。と解すべきであるとなして居る。(P.195)

*manor* は都市を都市たらしめたるものを斯く定め次いで都市の軍事的、及商業的要素を、更に都市の農業的性質を述べ。城壁内に住居する者の團體は *Conquest* 間際にありても、或は商工業を生業とし或は自己の屬する *manor* によりて支持せらるるものもあるべけれども屢々自ら土地を耕して自己の食料の大部分を作る者の一團であつたこと考へるべきものの如くである。或場合には *burgh and port* に特有なる諸制度は、共有耕地を有する古代村落の上に築かれたるか、他の場合には殆ど人の住まざる地點を採りて城砦の地となしたのであらう。しかし、土地調査簿 *Domesday Book* その他の後の文書によつて強く示さるる所は、通則通有性の稀にして、可能ならば、各城市について個々に研究せざるべからずと云ふことである。(P.196) 而して彼が土地調査簿により推論せる結果は、各個の都市は自ら其生活を維持することは充分認むるも、次の如き結論に到るが如しと、即、此時代の都市には、假令城壁外に存する耕作地を保有し、耕作する多くの住民はあれども、遠き時代より、地主にあらず、農家にあらずして尙都市にて重要な人々たる他の市民の存在することである。之を

Collector の例にて説明し、都市團體は農業團體に非ずと云ふ。(p197-8)

メートランドは更に、土地家屋等の保有關係上の雜種性が他の重要なる結果を有すとして先づ Burage Tenure (都市に於ける土地保有關係) について各地の例を引き、各都市について見る時は money rent の保有關係が都市家屋に行はれ而して斯る保有關係は其始めに於ては不確定のものなりしも、次第に讓渡し得る、又確固たるものとなつた如くである。

次に來る問題は、土地調査簿に於ては此發生期中にある都市團體の所有を認めらるべき財産及市民の共有財産と呼ばれ得べきもの存せし形跡は二三に止まることにして (p220) 此事實を檢證し其原因を求めらる。(203-8)

都市の住民は民會及市場地に或は其附近に結合し、國王の下に結合し其平和の下に交易するも、更に彼等より市税を徴し、厚意を有する國王に對して團結し、彼等自らの市税を請負ひ、市場を支配し自らの法廷を管理せんことを望む。國王は喜んで毎年一定金額を得るを、換言すれば、自己の權利を委託、請負はしめたのであらう。此方法は Conquest 以前に極めて一般に行はれた如くである。(203-4) 斯くて、都市が負擔する各種の賦課金を列擧し、次いで Sheriff と都市。Gold の賦課に於ける村落と都市の相異及都市に於ける租税分配の方法に就て述べる。都市の制度と都市法廷を述べたる後、更に都市 (Borough) と單なる町 (township) との區別に歸り、mediatized borough 及王領地の都市の諸屬性を擧げ、最後に若し彼の云ふ説にして眞ならば、すべての

或は恰もすべての古代都市は conquest を以て古代中世の分界線とすれば其發端に於て、王領都市 (Royal Borough) とは異なる。(p217)

尙、特にロンドンに關しては Round: the Commune of London (1899) p219-851 を參讀せねばならないと云ふが筆者は此書を未だ得ることが出来なかつた。而して英國都市發達にギルド、マーチャントの普及せることを確證せる功績はグロス教授に歸すべく、先に Gilda Mercatoria (1888) に於て表はせし所を新なる資料の上に再説せる、其 The Guild Merchant (1890) p460. に其主要なる事實が明示せられて居る。前後二卷よりなる此著は主として manuscript material に基礎を置き、ギルドの發達のみならず、都市組織の發達を明ならしめんことを期して居る。第一卷は其第二卷に収録せられし廣汎なる資料の基礎によれる概括であり説明である。從て第一卷は第二卷に據りて立ち第二卷の資料は第一卷に於ける、グロスの説明によつて生ずる。第一卷卷末にも多くの參考書を掲げて研究者の便に供して居る。

第一卷第一章「Inception and Distribution」については先づギルド、マーチャントの問題が諸方面に於て重要なものなることを述べたる後ギルドマーチャントの歴史は Norman Conquest に始まるものなりとなす。Conquest の結果、貿易の擴張と共に商業的要素が都市生活に於て益々有力なるものとなり、侵害に對して其發育しつゝある繁榮を擁護するがために協力の必要を感じたるなるべし。保護すべき重要な或物の存するまで、及商工業が都市内部に於て農業に優るに到らんまでは、ギルド、マーチャントの如き擁護團體の存在するに到ることなかるべし。其存在こそ第十世紀の英國に於けるよりも更に商工業的發達の大なりしを必要條件となす。斯る事情及アングロ、サクソン時代の記録にギルド、マーチャントに就て云ふ所なきは此團體が征服王 (Conqueror) が英國に其權力を確立し、國內に於て秩序を回復したる後直ちに發生したりとなきしむるが如しき。(p.1:4) 而して、ギルド、マーチャントの源流の奈邊にありや、舊來のギルド (Anglo-Saxon Guild) を新事情を變ぜしめたるものなるか、ノルマンデーより傳來せるものなるかは確定し難しとする。ギルド、マーチャントの最古の明證は一〇八七—一〇七〇年に Burford の市民に與へられたる特許状に見るも、その後ヘンリー一世の治世には、ギルド、マーチャントは多くの都市特許状に現はる。更に、十二、三世の諸特許状に擧げられたる諸特許中に於てギルドの地位如何を注意して明にするの要ありとて、free borough の觀念中に包含せられ屢々相俱に附與せらるる諸特許中の重要なものを列擧し、更に、一二〇〇年に於て、ジョン王により Ipswich の町に與へられたる

charter を示しギルド、マーチャントの特許の最も普通なる形態を示す。此 Ipswich への特許状は一般都市の歴史研究に對して極めて大なる價值を有する資料にして、本書第二卷一一五—二三頁に採録せられ、第一卷叙述中屢々引用せらるる所のものである。Ipswich の書類保管所 (muniment) より得たるものにて、唯にギルド、マーチャントのみならず中世都市の一般的組織に關して多大の光明を投ずるものである、と云つて居る。(p.7. vol. II, 114) 斯る都市特許状及他の記録によつて吾々は、ギルド、マーチャントが中世英國に於て行はれたる其範圍を決することを得べしとして、此制度の存在せし都市名と其最古の證左の存する年を示しイングランドにては百〇二、ウェールズにて三十、アイルランドにて三十七の都市を擧げ、唯ロンドンのみ例外とする。而して第十三世紀に於て、此マーチャント、ギルドを有せし都市は、此以上の數の少なくとも三分の一、(或はそれより多き比例ならんも) なり云ふを安全なるべしとなして居る。即ちギルド、マーチャントの制度は英國都市の最も一般に行はれたる特徴的性質であつたのである (p.22)

第二章「Organisation and Constitution」に於ては、再び Ipswich の例によりて明示せられたる所によつて、ジョン王の治世に於ける都市政府の一般的機關の概観及市民が如何にして彼等のギルド、マーチャントを設立し組織せるかを述べる。

グロスは、ギルド、マーチャントの組織に關する細目を Ipswich 以外の都市に就きて述ぶるの要なしとする。多くの他の場所に於ては Ipswich に於けるを等しく、此團體は一人の長老 (Alderman)

及數名の助役 (Associate) の指揮下にある。助役の數は二名乃至四名にして其名稱は同一ならず。或都市には長老の地位を占むる者が一名二名の stewards, masters, wardens, keepers なることある等を述べる。(p.26—7)

長老及其他の役員の選任方法及彼等の宣誓及其遂行すべき任務。主として入會金、罰金及賦課金よりなり時に稀には或 tolls 及或商品取扱ひの獨占より生ずる利益よりなるギルド、マーチャントの收入について述べ、ギルド員となり或は Guildship を得る數に必要な要件及手續に關しては二八一—三二頁の記述が之に當てられるギルド或は朝寄合 (morning talk) を一般に呼ばるるギルド、マーチャントの會合は場所により時代により其開催數は異なれども年一回半年一回四季各一回を最も普通とする。之等の集會に於て、新會員は許可せられ、規定違反は處罰し、新規則は制定せられる。各ギルドは其自身の特有の、其特權を定め其組合員の行爲の準則を示す掟を持つ。規定の會合及特に定められたる日には多くの飲食及饗宴等がある。(p.32—33)

第三章に於ては、ギルド員が同組合仲間のものに對しては親愛を以てしたるに、屢々組合外の者に對しては極めて酷なりしことよりして、ギルド、マーチャントの目的とする所如何の問題に入る。而して、ギルド、マーチャントの目的如何を各地即 Bedford, Beaumaris, Bristol, Macclesfield, Newcastle—under—Lyne, Chester 其他に於ける記録を引證して (p.37—43) 後に、以上の記述は「ギルト員にあらざる者は何者も、市民の承認なくしては當該都市に於て取引し得ざらんがために」この屢々、ギルドマー

チャントの特權の伴ふ此語が、此制度の精髓を表現する。こは明に、都市内に於ける取引獨占權の讓與である。ギルドは取引の獨占を維持し制規するを其職務とする都市行政の一部門である。之が第十二、三世紀に於けるギルド、マーチャントの存在の理由 (raison d'être) であつたが屢々より廣い職務即商工業の一般的制規を含むものと解釋せられた。

ギルド法規を細目に亘つて分解するは困難なる程に、多數の地方的特質はあつたが、グロスは少くも多數都市に適用し得る少數の概括を得んとして、組合外のものに toll を徵收して、都市内に一定の賣買をなすを許したること、非組合員の店舗を構へ或は商品の小賣を禁ぜること、等を擧げる。而も組合外の者は或物品を購入し得ず又小賣をなすを得ずこの規定は時に唯、相互の間に取引する組合外の者のみ適用され。又此規定は一般に (fair) 市場の開かるる間及或場所にては市日には中止された。ギルド員は之によつて市場に多くの人々を誘ひ都市の繁榮に資せんとした。其他多數の規定が組合外の商人に對して定められた。(p.47)

第十三、四世紀には既にギルド役員は、其都市への着荷に對して第一に取引得る獨占の權を有して、買入れたる品物は些少の利を得て組合員に賣却した。ギルド員は又取引を營む上に種々なる制肘を受け買占及先買等が禁ぜられた。大體以上の如き羈絆によつて、ギルド、マーチャントは所謂 freedom の假面の下に完全に、自由なる商業的交通を束縛したのである。(p.49—53)

第四章は、ギルドマーチャント、に加入せるものが、享有する諸特權に對して如何なる義務を負ふものなりやの問題である。而

して其主要なる義務は *Scot and Lot* すること即、賦課金を負擔すること換言すれば、ギルド員は都市當局者に對して彼等が金を要する時は、ギルド員は其財産に應じて扶助を與へると云ふことである。

第十三、四世紀に於て、は金錢は取引に従事する人々の間に最も豊富であつた。都市當局者は多額の金を得るの必要ある時、彼等に據つたのである。斯る危急の場合に決して稀でなかつた。國王は何時にても欲する時に御用金を都市に申附け、若し之に應じ得ざる時は都市は其高價を拂つて得た特權を擁護するを得なくなる。斯る場合に扶助を與ふるの力あるギルド員の存することは都市のためによいことであつた。Winchester にては定期のギルドの集金を行ひ其他の都市にても集金は行はれたのである。(P. 71: 8)

第五章「ギルドと都市の相異、ギルド員と市民」に於てギルドが都市團體全部に對する關係は詳細に論究せられざるべからず、蓋し各時代に於ける其關係の不定不同なるは其正確なる真相を確むるを困難ならしむるが爲めなること、並に此問題に關する一般の觀察の謬れる爲めなりと云ふ。しかし、筆者は既に稍々長く前數章について述べたれば茲に其論述の主流のみを云へば、ギルド、マーチャントは別個のギルト役員を有する市政政體の一の特別部分にしてギルド裁判所と都市裁判所と異なること。ギルド員と市民と同じからず。同市に住まざるギルド員。ギルド員にあらざる在住市民。市民にも、ギルド員にも非ざる住民。都市特許狀が兩者の同じからざるを證すること。市民及ギルド員の資格及任務の區別後の市民、ギルド員合同に對する傾向等を述ぶ。

第六章にては、既にギルドと都市と相同じからずとすれば、都市組織に對するギルドの影響如何の問題を密接なる關係に立つ三個の觀察點より觀察すべしと云ふ。即ち(1)都市政府の起源に對するギルドの關係、(2) free borough の概念に對する其關係、(3)初期の市政團體組織に對する其關係。等の觀察點である。

而して、本章に於て、グロスが到達したる結論を約言すれば、ギルド、マーチャントの影響は都市組織の起源に於て現はれずして其發達に於て現はれしこと。ギルド、マーチャントは第十二、三世紀の *liber burgens* を構成する最重要なる諸特權の一なりしこと。及他の特權と共に後の工業的市政團體の法的觀念を開發するに資したれども、決して實際上同一ならざること等にして都市組織發達に對するギルド、マーチャントの影響の興味ある一方面即クラフトの發達については第七章に譲る。(P. 105)

第七章ギルド、マーチャント及クラフト、ギルド。に於て曰く、ヨーロッパ主要國の都市の歴史を研究するに當り其總べてに共通する或特徴の存在するを認むるも尙各國は其獨自の個性を有し、特に英國に於て然り。従て類似の證左より以外の證左なきに、大陸に於ける都市發達の或特徴をとりて、Great Britain に移すは極めて謬れり、英國クラフトの歴史に於ても一を他と混同すべからざるに努むべきである。

本章に述ぶる、工匠及其團體がギルド、マーチャントに對する關係に於て、第十二、三、四、世紀に於ては工匠は、自由にギルド、マーチャントに入るを許され恐らく其大部分を構成し、第十四世紀其他の全英國を通ずる、兩者間の一般的鬭争の説の如きは

全べてこれ、荒唐無稽の説にして、此説の一般に受け容れられ居るは、ブレンタノの責である。英國都市政治に起りし、第十四、五世紀の變化はブレンタノ等の所説と全く反對にして、多くの都市に於て政治は一般市民の手より狭き select body の掌中に移つたのである。此變化の本源について論ぜんに、其要因の重なるものとて、(1)市民自身の冷淡(市政事務管掌の負擔を免れんとする期望)(2)人口の増加等を強調するに値する。此新執政團體の權力の悪用(御用金の不當なる割當、都市財政の紊亂)は、執政機關と市民一般との間に葛藤を生ぜしむる。(P.108:1)北部イングランドの例外的現象は措き、クラフトは單なる經濟的機關にして、此例外的場合にすら、クラフトと、aristocratic なるギルド、マーチャントとの間の闘争となすは誤謬である。

グロスは次いて、クラフト、ギルドの起源を述べ更に、工匠も一般のギルド、マーチャントに留まり又假令此工匠の新團體は舊來のギルド、マーチャントに服し、其一般的支配下にあるも、其勢力は弱められ、其活動範圍は狭めらる。工匠以外の商人は又別個の團體を作る。(尙 merchant なる語の變遷に就きては第一卷一五七頁参照)茲に「Trade Monopoly」擁護監督の職務は分裂してクラフト之に代り、舊團體は不必要のものとなる。一般に云へばこは第十四、五世紀のこゝなりとして、各地の記録をとりて之を検證する。(P.117)

而して第八章 Later Mercantile Companies に關するものは本稿(三)に述べらるべき所に屬す。

以上を以て筆者はグロスの所論の概要を述べた

英國經濟史研究の諸文獻 (高木)

るも、若しグロスの研究に對するアシユレーの批評を得んとするならば Ashley: Surveys. p213-8 を參讀すべきである。

即アシユレーは前にも述べたる如くグロスはギルドマーチャントが英國都市發達の初期の歴史に於ける一特徴たることを示せる第一者なることを云ひ、尙彼の結論は補足すべき、又細目の點にては修正すべきものありと雖も、グロスのギルドマーチャントに對するは、ロージャースが中世物價に對すると、シーボムが中世土地保有關係に對すると同様に離すべきからざるものとなるであらう。加之、グロスはギルドと都市の區別を確定し、ギルドが都市組織に及ぼせる影響の實際に存する所を從來よりも正確に示した。しかし、グロスのギルド、マーチャントとクラフト、ギルドの關係に就ての所論について、アシユレーは疑なきを得ないとする。

(尙グロスも Ashley Economic History 第一版(1888)を短評して、ギルド、マーチャントとクラフト、ギルドの關係以外の點については大體に於て良いと云つて居る)

假令ブレンタノの所説は缺點多しとせよ、之を全然誤謬なりとする程、明ではない。第十二、三世紀に初期のクラフト、ギルドが出現せる時、クラフトギルドと、都市を支配し、取引を獨占せし市民の團體との間に多くの軋轢の存する先天的可能性と或明證の存せしに非ざりしか。

而して、アシユレーの結論を端的に示せば、グロスの如き、典據 (source) を嚴に尊重する人も時に彼の先入觀念によつて動かされ彼の其斷定は常に彼の所説を支持する其記録の孰れをも伴はず。其斷定は、當然ブレンタノが批難を受けし『證明せられざる假定』に近くして、遠く隔つることなきが如くであると。(Surveys p218)

尙、Von Below 及 Doren の研究に關聯して、ギルド、マーチャント。クラフト、ギルド間の問題は Surveys. p224-6 に述べられて居る。

右の如く假令多くの缺點を含むものにせよ、ブレンタノのギルド研究即 On the History and Development of Gilds and Origin of Trade Unions (1870) は英文にて著はされたる。最も古き研究

である。

ブレンタノが一八六八年夏、英國を訪問し、翌年五月歸國するや、囑に應じて Toulain Smith の English Gilds の一般的序論として起草され一八七〇年一月附の序文を以て出版せられた。

(アシユレーが Surveys p.215 に於て、一八六八年のブレンタノの論文は多くの欠點を有するにせよ……此論文を著はせし時、著者は僅に二十三歳なりしことも記憶せざるべからず云へるは予にまつて疑問である。恐らくは誤記又は誤植ならんか)

ブレンタノは同論文起草に當り、屢々ヨーロッパ大陸よりの説明が明快なる叙述の缺くる英國ギルドの發達を理解するに研究者を助くる所あるべきを信じ、英國のギルドと併せて大陸のギルドを取扱ふの囑に應じた。大陸に於けるギルドが、屢々其發達並に事情に於て英國のギルドと異なるは此論文に繰返し指摘したと云ふ。而も、彼は、中世に於ける諸貿易國間の特にハンザ都市によつて維持せられる繼續的交通が其總べての國の都市生活の發達の一般的類似性を生ずる力なくして止まざるべきを堅く信ずるものである。彼は決して完全無

缺なるギルドの歴史を讀者に供せんとするものに  
あらずと云つて居る。彼の冀望は單に、如何に多  
數の種類のギルドが存在せしかに關して明確なる  
觀念を與へ。如何にして各種のギルドが發生し、勢  
力を得、衰へしか。他の階級の市民のギルドが之に  
代りしかの概要を記すことにある。今日勞働者間  
に存する Trade Union と昔のギルドとの間に類  
似を指摘するに常に特に注意を拂つて居る。Trade  
Union を其正しきに置くに貢獻せば著書の勞に對  
する最大の酬であると述べて居る。(Preface. vi)

而して、本書第一章はギルドの起源、第二章は  
宗教的(或は社交的)ギルド、第三章は都市ギルド  
或はギルドマーチャント、を取扱ひ、第四章はク  
ラフトギルド。第五章は勞働組合トレードユニオンの起源 がある。  
先に、論争の種となりし、ギルド、マーチャント  
及クラフト、ギルド闘争の問題は、本書第四十三  
頁以下に關する所である。即曰く。

マーチャントギルドは主として商人より成るも當初より原則  
として、若し工匠にして都市の完全なる市民權を有するならば  
工匠も尙除外せられず。而も市民權は都市の領域内に存する或

英國經濟史研究の諸文獻 (高木)

價値の財産の所有に據る。恐らく、商人及工匠間の裁然たる分  
離は唯漸次に生じたのであらう。富、並に人口の増加は必然、よ  
り大なる分業を喚起し、正市民(Full citizens)は富を致し商業  
をのみ營み、手工業は全然、貧しき者及市民權なき者の手に殘  
される。貧者は先づ正市民權より除外せられ、更に財産的資格  
の缺如によりギルドより除外せられる。貧しき者と工匠とは之  
を同一に見られる。(P. 43)

工匠はギルドより除外せられしのみならず、ギルドによつて支  
配され且つ厭制せられた富の集積は常に増大し行く異れる諸階  
級の感情及利害の杆格を大ならしむるを助け、商業によりて得  
て土地購入又は有利なる特權購入に用ひられたる富は、ギルド  
員をして、勞することなきを得せしめた。且つ之等の支配階級  
は被治者に租税の主たる負擔を課し、斯くして得たる收入及其  
他の財産收入は、支配者の私用に費された。加之、法は不公平  
に行はれ、救済は全然、無特權者に對しては拒絶せられた。市民  
權(Mundin)の結果最悪の壓迫は新しき奴隸状態の發生せん  
かとの虞れを來した。……其壓制者に對する被治者の一般  
的深怨は極めて當然のことであつた。第十三、四世紀の工匠の精  
神を鼓舞したる一觀念即、上流階級廢止は唯、極めて容易に理解  
せられる。(P. 41)……次いでプレントノは大陸に於て  
既に第十三世紀に、各都市に、工匠及商人の間に最も激しき闘  
争行はれ、第十四世紀末の頃に到つては恰ど到る所勝利はクラ  
フトギルドの側にありし、英國に於ても都市組織の同じき變  
化が同時代に行はれたりして、エドワード二世の時代及、エド

ワード三世時代の例を挙げ、ヘンリー六世の治世に於て、クラフトの勝利は英國に於て一般的のものであつたこと云ふ。然れ共英國に於ては、ドイツ及ベルギーに於けるが如き激しき闘争の行はれた證左はない。英國に於てはギルドの上流階級は決して、同様の發達を遂げなかつた。蓋し、恐らくは、富者は君主より獨立することのより少なき都市に於て大陸に於けると同様の獨立せる支配權を獲得せざりしこと及一般に英國貴族社會にありては大陸の貴族社會の特徴たる彼の種姓にも等しき離隔の存せざりしたためであらう。下層階級のより大なる自由は英國の特徴たる異なる、階級の社會的勢力の相對量に應ずる政治的制度の漸進的構成と共に、恐らく此場合にも亦流血、殺伐なる革命を防止するに貢獻したるべし。(p. 1—9)

尙第四章に於て、クラフト、ギルドを論じ、其起源について述べる織匠のクラフト、ギルドを以て最古のものなるを英國フランダー、ブラバント、ライン諸都市について示し、第五十六頁に於ては織匠とロンドン市との闘争を以て、勃興しつゝあるクラフトギルドと舊市民團體との闘争の極めて著しき例を示すものなりとして其闘争と其結果について述べて居る。(p. 56—7 p. 58) 次いでクラフト、ギルドの組織及更に巡回職人 (Journey man) 等について述べて居るが茲には之以上を記すを控へる。

ブレンタノの此論文は翌年(一八七一年)彼の著 *Die Arbeitergilden der Gegenwart* に第一卷 *Zur Geschichte der Englischen Gewerk Vereine* の序

論として若干の變更を以て載せられた。

尙ブレンタノの工業労働者階級の發達の梗概を記せるものは *Die Gewerbliche Arbeiterfrage* (森戸辰男氏譯労働者問題) の第二章であらう。

而して、セリグマン教授は、一八八二—三年にドクトル論文として起草せるものを、同八七年に到つて出版した。即ち *Two Chapters on the Mediaeval Guilds of England* である。

セリグマンは、右の書序文に於て、クラフト、ギルドに關しては、*Odenchowski: England's Wirtschaftliche Entwicklung* (1879) に、ギルド、マーチャントに就きては特に前に挙げし *Gross: Gild Merchantoria* (1883) に負ふ所大なりと云つて居る。

序論「アングロサクソン、ギルド」の後、にギルド、マーチャント、及クラフト、ギルドの二章を取扱ひ附録は、ギルドの語源に關する研究である。

ギルド、マーチャントに關しては、少數の相異こそあれ、恰どグロスの研究と同様にしてセリグマン自らもグロスの研究が己れの研究よりも遙かに精巧緻密なるを認むるを以て、茲に述べる要もな

い。

第二章クラフトギルドの五十四頁以下に於ては其起源に關して一般に受容れらるる説は、ブントの説なりとして其梗概を示し、之等の説は幾多の點に於て甚しく謬つて居るとなし、中世クラフト、ギルド及其英國經濟生活上の地位を、より誇張せる記述を示すは困難であらうと云ふ。(G. H. S. 11)

次いで、クラフト、ギルドの起源發達に就て述べ同章第二節『組織及職務』に於て次の如き結論に到達した。

クラフト、ギルドは保護的ギルドに非ず、或はギルドマーチントの成長物にあらず。上流者に對して抗争し博愛の精神を帯びて經濟的職務は從屬的、附加的なる、壓迫せられたる庶民の團結にあらず。就中、都市より完全に獨立し得、住民に對して完全なる支配權ある純有意的團體でないのである。寧ろ、反之、クラフトギルドは經濟的目的のための、工匠の組合にして、而も常に一般法律及都市行政に從屬する。假令其發達の始め著しく自主的なりしにもせよ、治安政策の維持遂行上、有利なる補助たるの故を以て都市當局者によつて許されたのである。又ギルドは全ての組合の通常の利益によつて其組合員に不時の保護を與ふることもあるも、クラフト、ギルドは單なる私的團體と

頗る異なるものがある。一の市政機關としての其性質に於て、クラフト、ギルドは屢々軍事的臨時費を備へ、Watch and Wardの受持部分を遂行することを要求せられた。經濟的發達の大鎖輪の一環たるクラフトギルドは唯中世經濟政策の全史に關聯してのみ理解され得べく、其主たる特徴は内部より發達するよりも寧ろ、外部より決定せられたのである。即、すべてに對して平和と好意の精神を旨とする團體としてのギルドに固有なる諸特性の完成よりも寧ろ、都市及國家の一般的主義方針に對する強制的服従の結果であると。(G. H. S. 12)

以上多くの點に於て、セリグマンも云つて居る通りグロスの思想と及、クラフト、ギルドの獨立性と經濟生活上の重要性を誇張したブレントノに對して、反對の方向に誇張したと云はれるオッケンユウスキーの思想とが強く働いて居るのを感じて居る。第三節以下は Journeyman に對する關係について述べて居る。

而してギルド、マーチャントに對するアシキレの研究は English Economic History. part I p68-76 に在り。初期のクラフト、ギルドに就ては同七十六―九六頁に、後の工匠組合については、part II. 第二章及 Economic Organisation of England の第二

講に述べられて居ることは多くの言を要せないであらう。

英國中世都市の經濟生活に關する新研究の重要なものは、J. Unwin 及 E. Lipson の二教授によつてなされたのである。即、

Unwin : The Gilds and Companies of London 1908.

Unwin : Finance and Trade under Edward III.

1918

Lipson : an Introduction to the Economic History of England. (1915) Chapter 5-8.

右の Gilds and Companies of London に就て、アシユレーは自己が、制規並に支配を是認せんとする傾向、及クラフト組合組織の比較的満足すべき方面を強調せんとするの傾向は、全べての獨占的私利的特徴を充分に重視する、アンキン氏の精査によつて夥しく修整せらるべしと云ふ。

アンキンは、同書序文に於て、社會史經濟史一般の研究者に對して、殊に Livery Company に興味を持つ研究者に Henry Plantagenet の時代より Victoria の治世に到る、ロンドンの諸組合(Gilds and

Companies) の繼續的組織的發達の概要を供して、より特殊なる研究の出發點として貢獻せんことを期して居る。其個々の特性を等閑視せず尙、諸組合が全體として都市の法制史に對し並に國民全班の社會的經濟的發達に對して有せし其重要性に主として重きを置くに努めたと云ふ。

而して、其第一章は『西部ヨーロッパ史上のギルドの地位』に於ては、更に廣汎なる立場から此問題が取扱はれて居る。

西部ヨーロッパを通じて第十八世紀末に到るまで、商工業の支配は一般に、或國にては主としてギルドの掌中にあつた。アダム・スミスが國富論を出版せる同月に、フランスに於ける、職業組合の特權を廢止せんせざる、チルゴアの企畫が彼の失脚の主要なる原因の一であつた。五十年の後、一七九一年三月十七日大革命によつて掃蕩せられ、ベルギー及オランダのギルドも同國がフランスの支配下に歸したる時、同一運命を擔つたのである。このことよりして西歐各國のギルド廢止及支那及印度バルカン諸國にギルドの存する例を擧げ最後に其根本的に異なる所は西歐のギルドは dynamic force にして、東方のギルドは static force なるにありと云ふ。

第十三世紀以後、各世紀に社會生活經濟生活の新事情に應ぜ

んが爲め種々の組織形態が發生した。ギルドはクラフトとなりクラフトは Livery Company となり更に Corporation となりた。

斯る形態の變化は對内的發展即國家の經濟的社會的發達の兩者にとりて最も深大なる重要性ある社會的發展を示すものである。簡言すれば西歐のギルドは其多數の形態及後の發達に於て吾人が進歩と呼ぶものの主たる要具の一であつた。此進歩が西歐を東方と異らしむる所のものである。(P.1—5)

都市の起源の問題及ギルドの之に對する關係は第八頁以下に現はれる。

而して第二章以下が英國に於けるギルドの起源及發達の研究に向けられる。筆者は本書と次の書とによつてアンキンの研究を本續稿附論、或は他の機會に於て稍詳しく述べたき希望を有するを以て茲には保留して置きたいと思ふ。

Finance and Trade under Edward III. は、マンチェスター大學、史學部出身者の諸研究を蒐めて刊行する計畫の一部として、同大學、經濟史教授、アンキン氏の編輯によつて刊行せられたるものである。編者、アンキン教授は、序論及其他の三篇を載せ先づ序論に於て、エドワード三世時代の全

體としての解説を與へんとする。

エドワード三世の治世を略し各十年宛に五期に分つを得べしとし、同治世の戰史の概要を記憶せば、其時代の法制史を明にし、其時代の經濟史の諸方面をよく結合し得べしと云ふ。次いで、從來エドワード三世時代の英國商業政策を充分に研究せる最も重要なものは Cunningham の研究なりとて Growth of English Industry and Commerce の第三版に於ける所説を紹介し第五版に於ける其所説の變更を示し、政治家としてのエドワード三世、外國貿易、國內工業、奢侈禁遏に對する其態度に就て述べ且つ多くの點に於て Cunningham の所説を匡す。

此序論の外、此書に載せられたる同教授の論文は Social Evolution of Mediaeval London (p.1—18), London Tradesmen and their Creditors (p.19—34), The Estate of Merchants 1336—65 (d.179—255) の三篇である。

右の前二篇は本書中の特殊問題に對する研究に對する序論に供せんとしたと云つて居る。俱に講演のために起草されたものであるが、其前者に於ては、先づロンドンの長老役なる從兄弟を訪ねて上京せる地方の騎士ナイトと其長老役とを藉りて第十三世紀中葉のロンドンの事情を物語的に述べ始める。次いでロンドン、の政治的獨立と其獨立を得せしめたる社會的諸力に就いて及都市に於ける有力者階級と工匠との關係等を述べる。而して此他の二篇に就ては本稿(三)に譲る。

尙 Unwin は先きに別著 Industrial Organisation

in the Sixteenth and Seventeenth Centuries (1904) に於て中世の英國と第十八世紀の英國との間に存する工業史上に存する間隙を満さんとし、且つ同時代のヨーロッパ大陸に於ける經濟的事情をも併せて觀察して居る。

彼は第十四世紀より第十六世紀に到る西部ヨーロッパに於ける工業組織の歴史を以て、主として、中世的工匠の獨立が市場の擴大、資本使用の増加及斯る新事情と必然相關聯する經營能力の發達との前に失はれたる過程に關するものである。吾人は少くとも舊組合形態が同時代より大なる必要に應せんとせるを認め得る三徑路が存すると云ふ。第一に、増大せる資本の力は、密接なる關係にある組合中の一が其他のものに對して優越なる地位に進みしことに示され、又他の場合には、商業的業務は單一なるクラフト組内の Select body によつて行はれ、依然として工匠たるものは獨立を失ひたる地位に落つ、第三に、純商業階級を代表するに到りし組織は多くの場合に於て手工業者の組織を併吞し、それに對して經濟的支配權を獲

得する。而して此第一の場合には主として第十四世紀を取扱ひ、第二は第十五世紀を、第三の場合には第十六世紀に關すべしと云ふ。(同書二〇) 次いで以下、第三章に到る記述に於て、多く英國の例證(殊にロンドン)を擧げ、且つ大陸の事情(多くフランス殊にパリ)を以て當時の經濟的變化を明ならしめる。或は英國及大陸に於る經濟的發達の間の Parallelism を尊重するに趨り過ぐるやの觀なきを得ざるも、單に、英國經濟史のみの研究者にとりても、亦、英國の經濟的發達と大陸の發達とを併せ研究する人々にとりて極めて有益なる研究である。

Davin の新研究が特にロンドンの中世經濟生活に就て最も重要なものなるに對して、Lipson 教授の研究は、英國中世經濟史一般に亘るものとして最も新しき、有力なる研究である。

其第五章 Growth of Towns に於て、中世の都市を以て、(1) Roman Britain 時代よりの都市。(2) 其位置の自然的有利るによりて生じたる都市。(3) 僧院及城砦の周圍に生じたる都回等なして、先きに擧げし、Maitland 等の所謂 Garrison theory を紹介

したる後、英國都市生活發達に對する外國の影響即オランダの影響及都市制度の急速なる發達を伴ひたる Norman Conquest の影響より初期英國都市の組織と其經濟的發達と因となり果となりて發達せる其獨立と自治を得ざる努力と封建的支配下に於て都市の得たる自由の程度及其發達の遲速を、王領諸侯領、及教會に屬する三種の都市の各々に就きて述べ。最後に、第十二、三世紀を通過する英國都市の歴史は其商工業の發達を除き大體に於て封建的政治的支配よりの解放の敘述なりとし、其解放に於て得たる主なる諸特權を算ふ。即(1) Firma Burgi (2) 都市法廷、(3) 市政當局者の選任、(4) ヴァイレイン (奴隸) による自由の獲得。(5) 其他に都市によりて異なる特權あるも經濟的特權中最も重要なものは、ギルド、マーチャントの特權なりとす。

斯くて第七章「ギルド、マーチャント」に於て先づ、都市の孤立及獨立は其影響を三個の方面に現はる即、(1) 非自由市民を其商工業特權に参加するを極力排斥すること、(2) 經濟的支配の多少完全なる地方分權、(3) 都市相互間の關係とし、(1) について其特權の與へらるるギルド、マーチャント、の起源、職務、ギルド員の特權組織、都市に對する關係等を詳細に述べ第八章、クラフト、ギルドに於ては、中世クラフト、ギルドの根本的永續的興味は、それが經濟的進化に於ける一の肝要なる階段を示すこと及如何に工業問題が中世に於て取扱はれ解決せられしかを知らしむること存すとし、叙述を其構成要素たる master, journeyman, apprentice 中先づ Apprenticeship に始む。クラフト、ギルドの任務及其組織等を取扱ひたる第三二〇頁以下に於て、先きに論争の種となれるクラフ

ト。ギルドマーチャントの關係に入る。此問題は初期の都市の歴史に對する概念の多數に根本的に影響を與ふるものなるを以て、無益の業として閑却すべきに非ざらざる。Lipson は此兩者間の鬭争の問題を Patent Roll 中の證左に照して各地の例を觀察し彼の示せる證左に於ける第十二、三世紀に中世的工匠が商人階級の鬭争に参加せりこの主張を維持するに足るものなしとする。尙織匠と市民との間の争に就ては、一般に説明せらるる如き人種的の争にあらす、經濟的の争ひにもあらすして Constitutional (組織制度上) の争ひなりとし、經濟的壓迫の存せしを主張するアッシュレーの所説に對して反駁を加へて居る。(p. 327) 次いで、都市當局者とクラフト、ギルドの關係を各地の例を採つて詳述するも、以下本章は詳細なる記述を含むものである以上の以上は本稿に於ては省略せねばならない。

尙 Unwin, Lipson の研究に到底比肩し得べくもなければ、Middle Class (即著者の定義によれば貨幣を生活の第一條件、第一の手段とする社會の部分 p. 8) の研究を、Gilda Mercatoria (Market Guild と云ふを可とす) と云ふ (p. 20) に始むる Gretton: English Middle Class (1917) を附加する。

第十五世紀の都市生活の重要な研究 Green, Town Life in the 15th Century (1894) は筆者は未だ之を得ないのである。

## 三 商業組織 變遷

中世英國に於ける内國商業の狀態及、外國貿易が全然外國人の掌中に在りし其時代より如何にして英國人の手によりて行はるるに到りしか、及此新方面の商業の組織其既存の内國商工業の組織形態に對する關係、對外企業の必要に應ずる新形態の漸進的發達等を明ならしむるために必然なる文献として、アシユレーは大體次の如きものを示す。即、中世に於ける所謂都市經濟の時代の特徴は先づ Schmoller: Mercantile System and its historical significance. 1884. (Engl. trans.; 1896) の第一—十三頁に説明せられると云ふ。此シュモラーの名著は既によく人の知る所で、茲に再言するを要せないであらう。英國に就きて此問題はアシユレーの經濟史 (part I. 102-9; part II. p. 5-50) に稍詳細に述べられて居る。

更に此 題は Cunningham: Progress of Capitalism in England. p. 2-78. 及 Christianity and Economic Science の第四章『經濟組織の單位としての都市及

國家』に於て簡単に説明せられる。

第十三、第十四世紀に於ける英國都市の歴史は多く内國商業特に都市内に於ける取引に外國商人の侵入するに對する抗争の記述である。

都市民が小賣取引の利益を其掌中に確持せんとするは、悉く金錢上の利得の機會の問題にあらして、或程度までは主義の問題であり、都市の繁榮に有利なる商工業政策を遂行せん爲めの便宜の問題ある。社會的、團體的利益は私的利益と別個に看做され、公共的精神は都市的制規の中に發揮せられた。此私的利益の公的福祉に従屬すとの傳統的觀念は後に更に大なる規模の上に或は王權より或は議會の權力の下に、マーカントル、システムに於て有力なるものとなつた。(Progress of Capitalism p. 70) 第十四世紀末、第十五世紀初頃は、英國人が外國貿易に於て外國人と競争せんと企つるに到りたるの故を以て一大進歩を劃したものである。(同 p. 71) 都市が自國內の他都市の商人及外國人に對する狭き Civic Patriotism については前掲 Christianity and Economic Science p. 45-8 に説明が與けられる。

尙中世に於ける内國商業の大部分が行はれたる Fair Market 及に就ては Lipson: Economic History of England 第四章を重要なものとする。

中世英國の外國貿易に於ける最も有力なる外國商人は疑もなく、ハンザ商人にして、ロンドンに於

ける其居留地 Steelyard の記述は Pauli: Picture of Old England に與はらるると云ふことである。而して、ハンザ同盟と英國との關係に就きて、阿部教授の『ハンザ對英國』(三田學會雜誌第十五卷十一二號)あるは讀者の記憶に新なる所であらう。ロンドン大組合の初期の歴史並に十三、四世紀に於ける外國貿易商の地位等に就きては、前に擧げたる Urwin; Gilds and Companies of London Chapter 4-6 及 Finance and Trade under Edward III. p.19-34. p.179-255. に新研究がなされて居る。後書の第一即ち London Tradersmen and their Creditors に於てはロンドン市の Letter Books より得たる資料により、酒類商以下各種の業に従事する者と其債權者との關係を明にする。同書の次の論文は、十四世紀中葉の商人階級の詳細なる研究なるも、之等及 "Gilds and Companies of London" に就ては前に述べた如く他日に譲る(後者よりは十四世紀商業組合について他の機會に於て引用せり、三田學會雜誌十六卷、第二卷拙稿一二二—一二頁)。

更に第十四、五世紀の商業に關する有益なる資

英國經濟史研究の諸文獻 (高木)

料は Rily: memorials of London and London Life に得られるとのことであるが筆者は未だ之を手にすることが出来ない。

しかし、英國外國貿易が始めて適當に研究せられたのは Schanz: Englische Handels Politik Gegen Ende des Mittelalters (1881) に於てである。

Schanz は右の書の第一卷第一章に英國、ニールランドの商業關係を先づ論じ、次で、イタリー殊にヴェニスとの關係及英國とハンザの關係其他、スカンデナヴィア諸國及イタリー、スペイン、ポルトガル、フランスとの通商關係を述べたる後英國最古の外國貿易團體たる、市場商人及、マーチヤント、アドヴェンチアリスを説く。其他中世より近世初期への英國商業及財政方面を取扱ふ。其第二卷は各種の統計及資料を含む。

外國貿易のための英國商人の團體として最古のものは所謂 Staple として知らるる組織である。此 Merchants of the Staples 或 Staplers については、アシュレー、經濟史の第一部一—三頁や、グロス著 Gild Merchant p.140-147 に簡單なる記述があり、更に全然外國商人を包含しない、更に企業的性質に富める Merchants Adventurers に就いては前掲 Schanz の著書や、グロスの著に記されて居

る位で大體に於て閑却せられて居つた。此英國史上重要視せらるべくして而も不思議に等閑に附せられたる、之等の英國外國貿易最古の團體、殊に Merchant Adventurers of England が英國史上如何なる地位を占むべきものであるかを明にせんとしたのが Lucas: the Beginning of English Overseas Enterprise; a prelude to the Empire: (1917) である。

Lucas の Merchant of the Staple, Merchant Adventurers, Eastland Merchants を以つて、三大中世的會社(制規會社)とし、其最も大なるものを、Merchants Adventurers とす。(同十五頁) Staple System は寧ろ國家の政治機關である。筆者は Merchant Adventurers の起源の問題其他に就きて甚だ拙劣不熟ではあつたが(三田學會雜誌第十六卷第四號所載拙稿)本書より引用記述したとがあるからして茲に再言するを避ける。Lucas は Merchant Adventurers の英國史上に於ける重要性を高唱するの餘り、此書結論の末に於て、英帝國の第一の先鋒は中世に於ける戰勝諸王にあらずして實に此 Merchants Adventurers of

England にありとて多大の讚辭を與へて居る。(p.183)

Merchant Adventurers による如き、中世末より近世初期の英國外國貿易に於ける所謂 regulated trade に就いては、John Wheeler: A Treatise of Commerce: wherein are shewed the Commodities arising by a well ordered and ruled Trade, such as that of the Societys of Merchant Adventurers is proved to be: (1601) に著者が同商社の必要を疑ふ人々のために著はしたるものが重要である。Hewins の云々如く、Merchant Adventurers の役員たる、Wheeler 又は英國東印度會社の Sir Josiah Child より公平なる意見を望むべからずと云ふはるもあれ、其當時の同社の組織及其起源創設、從來有したりし地位、及其維持によりて國家に齎らるべき諸利益につきて多くの參讀すべきものがあると思はれる。

同社の維持による利益は其書の二五—二六頁に亘り、六項を掲げて居る。

(一) 同社の社員及各部の適當にして秩序ある支配統轄、(二) 英國及其隣邦の修交並に通商の保全、(三) 英國品の輸出を増進

し其價格を維持し、外國品を廉價に輸入す、(四)國家の海運を維持發展せしむ、(五)國王の租稅關稅の收入を増加す。(六)國內、國外に於て國王並に國家の榮譽と任務に盡すこと。而して殊に右の第三項に就きては同書四十四頁以下に之が説明を與へられて居る。

尙 Merchant Adventurers 一號して Cunnigham: Growth of English Industry and Commerce vol. I. p. 414-7. に、稍詳しくは Lipson: Economic History of England, p. 71-98 に同社の後の發達即十六世紀の發達及ハンブルグ會社に就ては Cunnigham 同上 vol. II. Mercantile System. 第七章、中特に二二三頁—二二三頁を參照すべきであらう。

Merchants Adventurers はロンドンの組合殊に Company of mercers と密接なる關係に立ち、其組織即 regulated Company の組織は從來都市に行はれたる組合組織を擴大せるものに外ならないが、更に此所謂制規會社より生せる英國最古の株式會社は一五五三年設立のロシア會社であると云はれて居る。此英國最古の Joint-Stock Company が如何にして生せるか、其以前の組織との關係如何については何人も先づ W. R. Scott の著 The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish

Joint-Stock Companies to 1720. (vol. II 1910. vol. III. 1911. vol. II 1912) に就かなければならない。

右に擧げたるスコット教授の著は三卷よりなり、第十六世紀十七世紀並に十八世紀初葉の産業史として殆ど前人未踏と云ふべき方面に於ける最も貴重なる資料を含むものである。スコット教授は二個の方面より研究する即一は比較研究法により極めて短期間に於ける諸現象を鳥瞰的に觀察するもの及二は各會社の歴史を順次に採りて連續的に其企業に關する事件を觀察する。第一の立場よりするものは第一卷であり第二の觀察點より成るものは第二卷及第三卷である。洵に此スコット教授の研究は近世初期の英國經濟史並に英國株式會社史の綜合的研究に於て最大權威たるべき名著と云ふべきであらう。第一卷、卷頭の書目の如きも亦研究者にとりて頗る有益なるべきものである。

英國最古の株式會社を齎らせる各方面の發達に就きては其第一卷第一章を參照すべきである。

十三、四世紀の英國に於て、イタリー金融業者の勢力盛なりしを憶へば、會社組織の方法がイタリーより模倣せられ得べ

きこも並に會社組織にして設立せられし時其主要素に於て外國輸入物にして、英國自國の所産にあらざるべしこは、又あり得べき事なりとて、許ざるべきが如くなるも而も英國株式會社の成立にヨーロッパ大陸の諸制度の直接の模倣によるものに非ざるは第十四世紀中葉以後イタリーの金融的商業的關係衰へしを以て、十五世紀中葉に於て英國産業開發のために巨額の資本が必要とせられし時、其經營に採用せられし方法がイタリーのソシエタス(Societas)より模倣せられしこはあり得べからざることの如くである。又ギルド、マーチャントより制規會社への營利團體の觀念の發達の完全なりしは何物の原因も他に求むべきの要なきが如くなるによりて明である。即枝葉の點に於ける外國よりの影響はこもあれ、其根本に於て既存の制度より進化せるものである。即十四世紀に於て、クラフト、ギルド、及 Company of Merchantsの特殊の工匠、商人の團體に分れ後者は外國貿易に關して益々特化の歩を進め、其間、常に株式會社への進化を認むるを得る。而して株式會社に到るまでの間隙を滿すものは所謂制規會社にして、此制規會社の組織は多くの點に於て初期の株式會社企業に近似し實に外國貿易に關する協力的活動の法則を創設、確定し其統率機關の形體を供せるものである。加之、ギルドの物品共同購入の職分の一般化も亦株式會社成立への一因となすものである。株式會社成立に必要な諸條件は制規會社に於て既に發達し唯適當の機會を待てるのみとなつたのである。更に曰く、若し、株式會社が單なるパートナーシップと異なる所は或團體的性質及業務執行上の手續の一定方法にありとすれ

ば重要なる最古の英國株式會社は一五五三年設立の所謂ロシア會社である。又同年にアフリカ貿易のためにも亦株式企業が設立せられた事も重要である。第十六世紀中葉に於て、英國の資本は減少しつゝ、ありしと信ずべき理由あり、從て、高率の利潤を得んこの企畫は勢ひ企業心に富める商人をして外國貿易の方面に益々多くの注意を與へしむることとなる。而も主要貿易路は既に各制規會社即 Merchant Adventurers, Staplers, Eastland Company の掌握する所なるが故に更に遠地との貿易を志すの已むなきに到るも遠地との貿易に於て制規會社は種々の缺點を有する制規會社の組織のためには、貿易は餘りに隔絶せざる地にして文明なる國との間に行はれざるべからざると共に、船積の便を計るがためにも一定形式による或量のものたるを要する、遠國との貿易には大船舶を必要とし、若し斯る航海にして制規會社によりて行はれるならば、一船舶に多數社員の貨物を積載するは恰と解き難き混亂を生ずることとなる。從て一度ロシア、アフリカ等に貿易の開かるるや、合資(Joint-Stock)の基礎の上に築かるべきは恰と必然のことである。(p.17)

以上一般經濟狀態より觀察したる以外に、ロシア會社の組織財政狀態に關する詳細なる記述は同書第二卷三十六頁—七五頁を參讀すべきである。

Hewinsが又其著 English Trade and Finance Chiefly in the 17th Century.(1892) に於て、ロシア會

社の成立經過に就いて簡明なる記述を與へて居る。即其書第三章貿易會社第四節及第五節である。Hewins の同書の序論にも興味多い叙述を發見する。例令外國貿易に對する特權的獨占は資本の集積並に新方面の商業に對する其投資を刺戟するがために必要なりとする所説は幾多の誤謬を含むものであるとなし。次の諸點、即

- 一、特權的獨占による貿易と個人的企業の孰れを採るかに非ずして、少數の商人に排他的特權を與ふるか、株式企業の自然的發達を來すの餘地ある貿易政策の制度を採るかの問題である。
- 二、貿易會社は外國貿易の新方面を開拓するがために特權を賦與せらるるものにあらずして自由企業は特權會社に先行する
- 三、十七世紀の初期に於て私的貿易商が特權を侵すの危険を敢てして巨利を占めたるは衆知のこゝである。
- 四、外國貿易の發達は個人貿易商の努力の成功の結果である。
- 五、唯一の成功せる特權會社は東印度會社のみである。而も之すら尙、其發展は國家的基礎の上に置かるるまで、又他の方面の商業貿易の發達が大利益の見込ある事業に其所藏貯金を投資する貨幣階級を生ぜしむるまでは其發展を見るに到らなかつたのである。

等の五項を列擧せるが如き之である。

英國經濟史研究の諸文獻 (高木)

同書序論には十七世紀論客の所説の梗概が示してある。又バルグレブ經濟學辭典第二卷の Merchantile System の項に於ける Hewins の説明は貴重なるマーカーチリズム解説の一であらう。(vol II.727-8)

英國東印度會社に對する同じく Hewins の説明は前掲 English Trade and Finance.(p55) 以下に同じく簡略に述べられて居る。尙スノッド教授の東印度貿易に對する一般經濟狀態より見たる記述は Joint-Stock Company to 1720 第一卷、第六章以下隨處に發見し得るも、東印度貿易それ自體の消長は第二卷 p89-227 に詳述されて居る。アシユレーは尙、英國東印度貿易に就ては Hunter: History of British India(1899) を参照すべしと云ふも筆者は未だ之を得ない。終りに英國東印度貿易について、高橋教授『經濟學史研究』中の『英國貿易平衡論の發達とトーマス、マン』及同教授の最近の東印度會社に關する論文(大正十一年十二月三田學會雜誌所載)を逸することは出來ない。尙附記すべきことは、東印度貿易に關する貴重なる多くの資料が慶

應義塾圖書館に藏せられて居ることである。(續)  
附言、スコットの近世初期の株式會社史概觀は他の機會に述べた。三田學會雜誌一月號二月號所載拙稿參照。

セリグマン。アレンタノの二書を貸與せられたる加田教授の厚意を謝す。前掲グリーンンの著は本稿起草後入手した他日追記すべきものである。

高 木 壽 一